日本国際教育支援協会冠奨学金事業

令和８年度　JEES・住友金属鉱山地域貢献奨学金　募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）では、住友金属鉱山株式会社のご支援により、「JEES・住友金属鉱山地域貢献奨学金」（以下「本奨学金」という。）の奨学生を下記により募集する。

記

1　目　的

本奨学金は、人口減少及び高齢化、都市部への若者の流出、雇用機会の減少等、多くの課題に直面する地域に対し、その課題解決のためのアイデアをもち、具体的な活動を通じて、地域社会の持続的発展に貢献する意欲がある、次世代の育成を支援することを目的とする。

2　本奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である住友金属鉱山株式会社（以下「寄付者」という。）は、非鉄金属資源の確保、金属の製錬、電池・機能性材料の提供を事業とし、地球及び社会との共存を図りながら事業を発展させてきた。今後も、社会の持続的発展に貢献する経営課題に取り組み、地域社会との共存共栄を果たし続けるため、事業立地地域の持続的発展に貢献する意欲がある次世代を育成すべく、本奨学金へ寄付をされた。

3　応募資格

次の各号の全てに該当する者。

(1)　令和８年４月に本協会が指定する日本国内の大学（以下「大学」という。）の学士課程１年次又は２年次~~及び高等専門学校（以下「高専」という。）の本科第４学年~~に正規生として在籍する者。
(2)　日本国籍を有する者又は日本への永住を許可されている者。
(3)　東京都多摩地域※、兵庫県播磨地域※※、愛媛県、鹿児島県の持続的発展に貢献する意欲がある者。
※東京都のうち都区部と島嶼部（伊豆諸島・小笠原諸島）を除いた市町村
※※兵庫県のうち神戸・阪神地域、但馬地域、丹波地域、淡路地域を除いた市町
(4)　過去に本奨学金を受給したことがない者。
(5)　経済的援助を必要とする者。
(6)　心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
(7)　住友金属鉱山株式会社が主催する地域貢献活動に関する交流プログラムに積極的に参加する意欲のある者（実施回数及び実施時期については 12 を参照）。
(8)　令和８年４月に在籍する大学~~及び高専~~（以下「大学等」という。）の長の推薦を受けることができる者。

4　採用人数

12 名　※学内選考通過者3名

5　支給内容

月額奨学金　　100,000 円

6　支給期間

令和８年４月から在籍課程の修了まで
なお、学士課程から同一大学の上位課程に進学する場合は修士（博士前期）課程の修了まで~~、高専本科から同一高専の専攻科に進学する場合は専攻科の修了まで~~支給を継続する。

7　応募・推薦方法

(1)　本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、大学等を通じて、本協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。
(2)　大学等の長は、3 に挙げる応募資格に該当する者について、8 に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

大学受付期限：2026年8月27日（木）17時
①（年度内初回申請時のみ）「学内選考用データ登録用紙」を学生センター2階経済支援係窓口へ提出
②「大学推薦奨学金申請書」を専用フォームか学生センター2階経済支援係窓口へ提出

8 応募・推薦書類及び提出方法 ※学内選考通過者のみ後日提出

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式 1)	クラウドストレージサービスBoxの指定URLへアップロード(※)	Excel	日本語で書かれたものに限る。
(2)	推薦書(様式 2)			推薦理由は指導教官等が日本語で記入すること。

※提出方法の詳細については別紙にて案内。

9 応募・推薦書類の提出期限

令和 8 年 9 月 11 日(金)を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7(2)により推薦された者について選考を行い、奨学生を決定する。結果は令和 8 年 11 月下旬を目途に大学等を通じて通知する。なお採否に関する照会には応じない。

11 支給方法

奨学金は、大学の長からの請求に基づき、本協会より交付期ごとに大学へ振込送金する。大学は1か月ごとに奨学生の受給資格(出席状況、単位取得状況、学籍状況等)の有無を確認の上、原則として 1 か月分ずつ奨学生へ支給する。なお、奨学生への支給に係る費用(振込手数料等)は大学負担とする。

12 奨学生の義務

(1) 奨学生は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後 1 か月以内に、所定の様式により大学等を通じて本協会に報告すること。
(2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、大学等を通じて本協会へ速やかに届け出ること。
(3) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学等卒業時に所定の様式により大学等を通じて本協会に報告すること。
(4) 奨学生は本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答及び交流プログラム等への参加に協力すること(アンケート等への回答及び交流プログラム等への参加については 3 (7)を参照。)。
現在予定されているものは以下の通り(詳細については選考結果通知後に案内。)。

	内容	実施予定時期 (実施日数又は実施回数)	実施場所
①	オンラインオリエンテーション	令和 9 年 2 月頃(1 日)	－
②	住友金属鉱山株式会社事業所立地地域での合宿プログラム	令和 9 年 3 月頃(1 泊 2 日)	未定 (過去 3 回は愛媛県新居浜市で実施。)
③	オンライン交流プログラム	令和 9 年 6 月頃(1 日) 令和 9 年 10 月頃(1 日)	－
④	奨学生の希望分野で地域貢献活動を各自実践	令和 9 年 11 月～ 令和 10 年 7 月頃(1 回以上)	奨学生の貢献希望地域
⑤	住友金属鉱山株式会社での成果報告会	令和 10 年 8 月頃(1 日)	未定 (前回は東京都港区で実施。)

13 本奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消

(1) 奨学生が大学等を長期(1 か月以上)欠席した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6 に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。ただし、6 の支給期間は延長しない。
(2) 奨学生が、次の①から⑤のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
① 大学等を卒業、退学、除籍、停学、休学又は留年(相当すると認められる場合も含む。)した場合。
② 本奨学金の支給の休止期間が6か月を超えた場合。
③ 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。
④ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
⑤ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
(3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。
(4) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知の上、本奨学金の支給を休止又は終了する。

14 その他(注意事項等)

(1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13(1)から(3)に挙げる事項に該当する場合、既に支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。

(2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学等が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学等を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として本奨学金を辞退することはできない。

(3) 本奨学金は他の併給を認める奨学金の受給を妨げない。

(4) 在籍大学等の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期(1 か月以上)欠席又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。

(5) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程 4 年、修士(博士前期)課程 2 年、博士(博士後期)課程 3 年、高専本科 5 年、高専専攻科 2 年とし、この期間のうち 6 に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科・専攻科においては、大学・高専の定める標準修業年限のうち 6 に挙げる支給期間を支給対象とする。

15 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)①から⑤の目的で寄付者及び交流プログラム運営に係る委託先に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

① 本奨学金の奨学生選考のため。
② 奨学金支給事務のため。
③ 奨学金交流会等の開催のため。
④ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会及び寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。
⑤ その他、本奨学金の運営・管理に必要な業務のため。
⑥ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。

(3) 個人情報の共同利用

本協会が、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する個人情報の項目は下記のとおり。

①奨学生募集時に取得する事項
- 願書に記載された事項
- 推薦書に記載された事項

②奨学金受給期間中の状況確認のために取得する事項
- 学習状況報告書に記載された事項
- 学業成績証明書に記載された事項

③奨学金受給期間中及び奨学金受給終了後の交流継続のために取得する事項
- 奨学生の就職・進学先・連絡先

【個人情報総括保護管理者】
公益財団法人 日本国際教育支援協会
〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29
専務理事 池田輝司
【代表者】
理事長 藤江陽子

~~16 応募・推薦に関する問合せ先~~

~~公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課~~
~~〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 12 階~~
~~※本奨学金に関するお問合せは、以下のお問合せフォームをご利用ください。~~
~~お問合せフォームリンク:https://forms.office.com/r/11egwQ3CKk~~

以上